

2005年 7月 第26号 By FP Compass

1. 交通事故賠償金の利息5%控除は妥当との判決…最高裁

交通事故の遺族に支払われる賠償金からあらかじめ差し引かれる利息が高すぎないか…。超低金利時代を背景に、こんな問題が争われました。

最高裁は日本の法体系全体について「利息を差し引く際、法的安定性や統一的処理が必要とされている場合は年5%と定められている」と指摘。

「賠償額の算定でも5%とすべきだ」とする初めての判断を示しました。

交通事故で亡くなった被害者が生きていたら将来得られたはずの収入（逸失利益）を加害者が賠償する場合の計算方法が争点となりました。

逸失利益は通常60代まで働く想定で計算されます。

将来の先取りになるため、本人の生活費を控除し、さらに、遺族側が預貯金などで運用したと仮定してあらかじめ利息部分を差し引いて額を計算します。

これまで多く裁判例で、民法で遅延損害金の法定利率が年利5%とされている事などがら、慣例で5%控除が採用されてきました。

しかし、昨今の超低金利を反映して、4%控除とか2%控除とした、賠償金を高くする判決が全国の地裁・高裁で出始めました。

しかし、法的安定性や統一処理の必要性を重視した結果。

①事案や裁判官ごとに判断がばらばらに分かれる事を防いで、被害者相互間の公平の確保を図れる。

②損害額が予測可能になることで訴訟に持ち込まれる前の解決がしやすくなる。

などの点を考えて、5%にすべきだと結論づけました。

ちなみに、9歳の子どもの例では、3%控除の場合、逸失利益は約5,530万円と算出されました。5%控除となると、約3,300円となりました。

このように、期間と金利の影響がいかに大きいかお分かりと思います。

これを反面教師的に考えれば、資産運用は時間（期間）と金利を味方に付ける事が大きなポイントとなります。

2. 受け取った生命保険金は遺産になるのか？…

生命保険の契約者が自分を被保険者とし、相続人の一人を受取人に指定していた場合、被保険者が死亡した際、受取人は保険請求権を取得します。この請求権は受取人固有の権利として発生しますので、遺産には含まれません。

よって、被保険者の財産を生命保険に変えるだけで、一般の相続資産から分離できます。そして、確実に受取人へ資産を移動することが可能となります。

相続には、プラスの資産のみならず、マイナスの資産（負債等）も相続をすることになります。

マイナスが多い場合、普通は相続放棄の手段をとります。

しかし、相続放棄とは被相続人が所有している金融資産はもちろん、住宅や土地なども含まれるため、遺された家族は、住む場所が無くなる事も考えられます。

そのような相続放棄の状況になっても、生命保険金の受取人は被相続人の負債を弁済する義務は生じません。

ただし、生命保険の受取人が被相続人の連帯保証人となつていれば話は別です。

会社の社長は事業資金等の融資を受けるときに必ず社長個人の連帯保証をしています。

その時、突然社長が亡くなり、そのあたりで会社が債務不履行（倒産）の憂き目に逢った場合を想定した場合、社長個人で契約している生命保険が家族を守ることになります。

3. ここがへんたよ日本の保険

生命保険は、ライフスタイル等の変化に合わせ見直しをするべきだと言われています。

その考えには基本的に賛成します。

ただし、保険の見直しの現場では首をかしげなければならないようなものが多く見受けられます。

契約者にとって不利益になるような事を平気で行っていますので注意が必要となります。

ここで、生命保険の見直し方には様々な方法がありますが、一生涯に支払う保険料が安く合理的な方法を説明したいと思います。

それは最初に契約する生命保険にかかわってきます。

例えば、学校を卒業して仕事に就いたばかりの人が契約する保険が大変重要となります。

ほとんどの方は独身で、扶養しなければならない家族がないのが普通です。

その時に加入する生命保険は、扶養家族がないので大きな死亡保障は不要となります。

しかし、ある程度の死亡保障は社会人として備えておくべきだと思います。

それをふまえて、独身時代→結婚して扶養家族がいる時代→子どもが独立→老後とあらゆる時代でも必要な保障を人生の基本保障として構築しておく事が必要となります。

また、働く年齢の上限を定めることも必要で、保険料の支払いが働いている間に終えることも重要となります。

保険料の支払いが例えば定年が60歳であれば、60歳にて支払いが終了し、かつ、保障は一生涯確保できるタイプの保険を選択します。

保険商品としては、終身保険や終身タイプの医療保険となります。

この契約形態は若い方が有利な契約形態と言えます。

せいぜい40歳台まででしょう。

それ以上の方は、払込終了年齢を引き上げたり、または終身払いにする必要があります。

また、若い方の場合、保険期間が必然的に長くなりますので、インフレリスク（物価上昇により、相対的にお金の価値が目減りするリスク）に対応していくかなければなりません。

それには、一般的な定額型終身保険ではなく、変額型終身保険や、積立利率変動型終身保

険が適しています。

現時点では、変額保険型の方が保険料が安く、インフレリスクにもより積極的に対応が出来やすいと思います。

その変額終身保険等で300万円から1,500万円位の基本保障を構築すれば、一生涯の死亡保障と資産形成を同時に行うことになります。

以前にも書いていますが、生涯の死亡保障を得るには、変額終身保険が最も安いコストとなります。

それに、終身型の医療保険（保障は一生、保険料の払込は60歳で完了のタイプ）に加入すれば、とりあえず人生の基本保障は構築されます。

以上の基本保障を構築した場合、結婚をしないで扶養家族も居ない方でしたら、そのままの基本保障で良いことになります。

結婚をして、扶養家族ができ、責任重大な時が来たら、基本保障はそのままに、お子様なや配偶者の年齢などを考慮しながら、必要保障を必要な期間だけ上乗せで考える事が合理的となります。

基本保障を構築する考え方は、総支払い保険料が激減し、かつキャッシュバリュー（お金の貯まり）を確保しつつ保障が得られる、まさに一石二鳥・三鳥のプランとなります。

また、老後に保険料の支払いが全くないという副次的な効果もあります。

しかし、残念ながらこのような基本保障プランを提供している所はほとんど無く、貯蓄性がほとんど無い、いわゆる掛け捨てにほぼ近い商品を販売している例が多く見受けられます。

結論…保険の見直しは、基本保障を構築していれば、保障の上乗せで考えると合理的。

4. 新商品情報

あいおい損害保険より医療保険の「健康総合保険」リブリードが発売となりました。

リブリードの大きな特徴は（メディカルVの場合）

◇三大疾病入院無制限補償に拡大（他の病気けがの場合60日または120日が1入院の支払い限度日数になります：いずれも通算限度日数は1,095日）

◇三大疾病転入院時一時金の新設セット

※三大疾病とは①診断確定されたがん

②急性心筋梗塞

③脳卒中（くも膜下出血、脳内出血、脳梗塞）

上記の疾病の治療を直接の目的として入院した場合に支払います。

◇三大疾病（上記の適用条件と違う）、高度障害等による保険料の払込免除特約の新設

◇プライムドクターズサービス（セカンドオピニオン〈別の医師の意見〉を求めたい場合にお手伝いをする）

◇あいおい損保の自動車保険にご契約のお客様はなんと保険料が5%割引となります。

その他に、公的介護保険に連動した介護補償特約も完備。

その場合「要介護2」以上で以後の保険料払込は不要となります。

リブリードは保険期間が終身の場合、終身払いと短期払い（最短10年間）が選択できますので、特に若い世代の方々は働いているうちに保険料の支払いが終了できる仕組みが作れます。

5. 古川市で浦嶋氏と会談

6月21日に宮城県の古川市にて、日本リスクコンサルタント協会の専務理事である浦嶋繁樹氏と保険代理店トータルケアの佐々木さんと会談を行いました。

浦嶋氏は日本損害保険代理業協会古川支部にて講演をするために来たそうです。

その講演の前に有益な情報交換などが行われました。

そして、その後古川市内で開業している会計事務所の代表と面談の機会があり、リスクに強い企業財務の対策等、大変参考になりました。

また、トータルケアさんは7名のスタッフを抱え、古川では最も成長著しい、活気のある保険代理店でした。

代表の佐々木さんとは、代理店経営のビジョンから各戦術論まで幅広く意見の交換をさせていただき、充実した時間を過ごすことが出来ました。

リスクマネジメントを研究する仲間として今後も情報交換をしていきたいと思います。

6. 証券取引口座開設キャンペーン

5月より行っていました「証券取引口座開設キャンペーン」に多数開設をしていただきありがとうございました。

厳選なる抽選で10名様に図書カードを送らせていただきます。

なお、発送をもって発表に変えさせて頂きますので予めご了承お願いします。

7. マナー＆保険講座は9月よりリニューアルして再開

山形市のピッグウィングにて開催していました「18歳から45歳までのマネー＆保険講座」は8月いっぱいお休みとさせていただきます。

9月より内容を見直した上、開催予定とさせていただきますのでご期待下さい。

また、会社や地域の小グループや、奥様たちの勉強会の出張講師としても隨時承っており
ます。

会場や日時、講演内容は打ち合わせの上、決定させていただければと思います。

内容は、ライフプラン、資産形成、資産運用、退職後のマネープラン、相続対策、生命保険、損害保険、リスクマネジメント等にかかわるものであれば対応できます。

当社では、保険の見直し等のコンサルティング（無料）も行っております。まずは下記の電話、メールアドレスへご連絡を。

7月14日より当社スタッフに阿部信（アベマコト）さんが入ることになりました。

現スタッフ共々よろしくお願い申し上げます。

発行者

有限会社 FPコンパス 武田幸夫 スタッフ：木村正照、深瀬幸子、多田恵子

〒994-0054 山形県天童市荒谷2589

TEL 023-654-8831 FAX 023-654-8832

E-mail tide@mm.neweb.ne.jp